

(仮称) 多治見市笠原交流センター条例案

○多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 児童の健康の増進及び情操のかん養並びに文化・生涯学習の振興並びに市民の連帯意識の醸成を図るため、多治見市笠原交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 多治見市笠原交流センター

(2) 位置 多治見市笠原町2081番地の1

2 多治見市笠原交流センターの附帯施設として、笠原中央公民館陶芸工房（以下「陶芸工房」という。）を多治見市笠原町字木曾畷2046番地の1に設置する。

(施設)

第3条 交流センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第42条第1項の規定により、次の施設を置く。

(1) 多治見市笠原児童館（以下「笠原児童館」という。）

(2) 多治見市笠原中央公民館（以下「笠原中央公民館」という。）

2 笠原児童館は、その目的を妨げない限度において、笠原公民館の事業の用に供するものとする。

(事業)

第4条 笠原児童館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること。

(2) 健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること。

(3) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長に関すること。

(4) その他児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために必要な事業

2 笠原中央公民館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 講座、講習会、講演会、展示会等の開催に関すること。

(2) 図書、記録、資料等の収集及び提供に関すること。

(3) 文化・生涯学習の活動支援に関すること。

(4) 会議、展示会及び市民活動のための施設提供に関すること。

(5) その他文化・生涯学習の振興のために必要な事業

(運営の基本)

第5条 交流センターは、第3条第1項に規定する施設相互の連絡調整を密にすることにより、複合的施設として有機的に運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条に掲げる事業

(2) 交流センターの利用許可に関すること。

(3) 交流センターの維持管理に関すること。

(4) 利用料金の収受に関すること。

(5) その他市長が必要と認めること。

(開館時間等)

第8条 交流センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の申請及び許可)

第9条 交流センターの施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童であって笠原児童館を個人で使用

しようとするものについては、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の許可に、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも、前2項と同様とする。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 宗教活動又は専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。

(3) 施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他交流センターの管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条の規定により施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。

2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金の収入)

第13条 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金)

第14条 利用料金の額は、別表に定める額の範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 利用者は前項の規定による利用料金を納入しなければならない。

3 第1項に規定する利用料金は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項本文の規定にかかわらず、市長が規則で定める手続きにより申請した場合にあっては、利用の前までの期間内で規則で定める日までに納入しなければならない。

5 第3項の規定にかかわらず、陶芸工房の利用に係る利用料金は、利用後速やかに納入しなければならない。

(利用料の還付)

第15条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が別に定めるところにより、その全額又は一部を還付することができる。

(利用料の減免)

第16条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設の利用を終えたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

第11条第1項の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(目的外使用)

第18条 市長は、別表に掲げる部屋を、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。

2 第9条から前条まで（第13条を除く。）の規定は、前項の規定による目的外使用に準用する。この場合において、第9条第1項及び第2項、第10条並びに第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第16条中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と読み

替えるものとする。

(入館の制限)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他交流センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償の義務)

第20条 原状の回復を怠った者又は施設若しくは設備を損傷した者は、これらによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 施設の利用の申請の受理、利用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例(昭和40年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表多治見市笠原児童館の項を削る。

- 6 多治見市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和56年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表多治見市笠原中央公民館の項を削る。

第2条第2項を削る。

第7条第2項中の「(多治見市笠原中央公民館については別表第2)」を削る。

第12条、13条を削る。

別表第2を削る。

別表(第14条、第18条関係)

(1) 専用利用料金

会議室等

利用区分	時間区分	午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	
			冷暖房料 1時間につき
3階視聴覚室		660円	320円
3階会議室 (1-1)		250円	210円
3階会議室 (1-2)		250円	210円
3階会議室(2)		420円	210円
3階会議室(3)		210円	210円
3階料理教室		660円	320円
3階和室(1)		210円	210円
3階和室(2)		420円	210円
3階茶室(1)		310円	210円
3階茶室(2)		420円	210円
大ホール【全体】		990円	320円
大ホール【1/3利用】		350円	210円

大ホール【2/3利用】	700円	320円
遊戯室	880円	320円

備考

- 1 冷暖房料の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 利用者が入場料等を徴収して利用する場合は、次の額を加算する。
 - (1) 入場料等の最高額が500円を超え、1,500円までの場合は、この表に定める使用料金（冷暖房料を除く。）の5割の額
 - (2) 入場料等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める使用料金（冷暖房料を除く。）の10割の額
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める使用料金（冷暖房料を除く。）の20割の額
- 3 3階料理教室において、調理設備を使用する場合は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき100円を加算する。

(2) 附属設備利用料金

附属設備	1件につき5,000円以内で市長が別に定める。
------	-------------------------

(3) 陶芸工房利用料金

施設	区分	利用料金
陶芸工房	1人1時間につき	110円

備考

- 1 利用者が入場料等を徴収して利用する場合は、次の額を加算する。
 - (1) 入場料等の最高額が500円を超え、1,500円までの場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の5割の額
 - (2) 入場料等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の10割の額
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料金（冷暖房料を除く。）の20割の額
- 2 焼成窯を利用するときは、利用料金のほか、別に定める燃料費等の実費相当額を負担するものとする。この場合において、徴収する実費相当額の負担は、利用後速やかに納入するものとする。